

平成23年5月19日

東日本大震災に関する審査業務上の取扱いについて

一般社団法人
サステナビリティ情報審査協会
会長 中込 昭弘

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、サステナビリティ情報の開示実務に様々な影響を及ぼすことが予想されるため、サステナビリティ報告書等審査・登録制度における審査業務上の留意事項を以下の通り取りまとめた。

I. 基本的な考え方

今回の災害は、3月決算の期末日直前（2月決算においては期末日直後）に発生し、かつ、きわめて甚大なものであるため、審査業務実務上、事実確認や合理的な見積りにおいては、時間的制約等もあり多くの困難を伴う場合が想定される。

今回の災害において、平常時であれば入手可能な証拠が得られないことがあるため、審査手続の選択や入手し得る証拠の証拠力が審査業務実施上の重要なポイントとなる。特に、見積もりの合理性については、適切に判断すべきであるが、今回の災害発生状況から判断し、個別の事象に係る従前の基準と比較し、ある程度の概算によるものも合理的な見積もりの範囲内にあると判断できる場合もあると考えられる。

審査業務実施上の留意点としては、データ収集や見積りが困難な場合に、当該データ収集や見積りの制約に関する重要な事項がサステナビリティ報告書等において適切に記載されていることを確かめることが必要である。

審査手続に関して、一部手続の実施に制約がある場合でも、他の手続から得た証拠、内部統制の状況などを総合的に評価した結果、必要な心証を得ることができる場合は、重要な手続の制約とならない場合もあることに留意する必要がある。

以下の個別事項は、この基本的な考え方を踏まえたものであり、これ以外の事項において判断が求められる場合も以下に記載した内容を参考にすることができる。

II. 災害発生時である平成23年3月11日以後に審査業務の対象期間末日を迎える企業

(1) 審査業務の実施範囲の制約

サステナビリティ情報について、災害により画一的に虚偽記載のリスクが高まるわけではないことや、通常時でも、精査等により利用可能なすべての情報を検証しているわ

けではないことに留意が必要である。

①バウンダリー

これまで集計対象としていた重要な組織（事業所、子会社）をバウンダリーから除外する場合、パフォーマンス指標の範囲の変更と同様に取り扱い、集計範囲が変更されている旨、その理由（組織の被災により、集計プロセスの再構築が必要等）、その影響が可能な限り記載されていることを確かめる。

②パフォーマンス指標

重要なサステナビリティ情報及び重要な環境情報のうち、これまでの集計方法を適用できないデータについて、簡易な集計方法を採用する場合、パフォーマンス指標の集計方法の変更と同様に取り扱い、集計方法が変更されている旨、その理由（被災した事業所のデータが一部喪失等）、その影響が可能な限り記載されていることを確かめる。

（2）審査業務における意見表明

審査業務の意見（結論）を表明するに当たって、十分かつ適切な証拠が得られず、かつ、その影響が重要な場合は、審査業務の実施範囲の限定又は意見不表明の可能性について、慎重に検討する必要がある。なお、審査業務の実施範囲の制約に関する影響の記載が概括的になされている場合においても、その記載がサステナビリティ情報の想定利用者の意思決定に誤解を与えない内容であるかどうかを慎重に検討する必要がある。

Ⅲ. 災害発生時である平成23年3月11日より前に対象期間末日を迎えた企業

平成23年3月11日より前にサステナビリティ報告書等の対象期間末日を迎え、同日を越えて当該報告書を発行する場合において、今回の災害に係る影響は後発事象として取り扱うことになると考えられる。

したがって、災害に係る影響（将来の廃棄物等総排出量の大幅な増加など）は、その影響が重要な場合に、後発事象として記載することが原則的な取扱いになる。なお、サステナビリティ報告書作成時に入手可能な情報が限られる場合には、後発事象としての開示内容が概括的になることはやむを得ないものと考えられる。

以上